

## 軽自動車税種別割の税率（13年以上経過した軽自動車をお持ちの方へ）

最初の新規検査から13年以上経過した軽自動車（電気自動車などは除く）には、重課税率が適用されます。詳しい税率は表のとおりです。

種別		年 税 額		
		最初の新規検査年月		新車登録から 13年以上経過した車両
		平成27年3月31日以前	平成27年4月1日以降	
四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

※令和4年度は、初度検査年月が平成21年3月以前の軽自動車が重課対象です。

※廃車・住所変更・名義変更を行った場合は、軽自動車検査協会事務所で軽自動車の異動手続きが必要です。

関税務課 ☎388-1112

## 償却資産（固定資産税）の申告 が必要です

11月下旬に償却資産（固定資産税）の申告書を郵送しましたが、対象資産をお持ちで申告書が届いていない方はご連絡ください。

**対象者** 1月1日現在、町内で事業（工場、商店、駐車場、アパート、発電量10KW以上の太陽光パネルによる余剰及び全量売電など）を営んでいる方で償却資産（土地・家屋以外の事業用資産）を所有している方

### 償却資産の例

- ・構築物（フェンス、塗装路面など）
- ・機械（建設用重機、太陽光発電設備など）
- ・器具・備品（コピー機、パソコンなど）

**提出期限** 1月31日（月）

※電子申告や郵送による提出もできます。



▲電子申告（e-Tax）  
はこちら

関税務課 ☎388-1112

## 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯に対する支援として、児童1人あたり10万円を支給します。下記の「**申請が必要な方**」はお早めに申請をお願いします。

申請方法など詳しくは、町ホームページをご確認ください。

### 支給対象者

以下の支給対象児童を養育する父母など

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生など（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童

※生計中心者の所得が児童手当の所得制限限度額内の方に限ります。

### 申請が必要な方

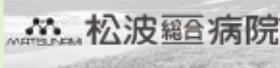
- ①令和3年9月30日時点で高校生など（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童のみを養育する父母など
- ②令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する父母など
- ③児童手当を受給している公務員

※令和3年9月分の児童手当受給者の方は、申請不要です。

**支給額** 対象児童1人につき10万円

**支給方法** 申請受付後、随時口座に振込みます。

**申請期限** 令和4年3月31日 関福祉子ども課 ☎388-1116



**松波総合病院**

関連施設

- まつなみ健康増進クリニック
- 人間ドック・健診センター
- 人工透析センター
- まつなみリサーチパーク（医学研究所）
- 松波総合病院介護老人保健施設
- まつなみ訪問介護ステーション
- まつなみ訪問看護ステーション
- 松波総合病院在宅介護支援事業所
- まつなみケアプランセンター

☎058-388-0111(代)

<http://www.matsunami-hsp.or.jp>



循環社会に奉仕する

笠松町許可業者

# 有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽島郡笠松町大池町9番地の1  
TEL 058-388-1006  
引越などの粗大ごみ FAX 058-388-0765